

政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案要綱

一 政治資金規正法の一部改正

1 政治団体の収入、支出等に係る政治資金規正法第十二条第一項の報告書について、会計責任者に加え、代表者にもその記載及び提出を義務付けること。
(第十二条第一項関係)

2 1の報告書に併せて提出すべき政治資金規正法第十二条第二項の書面の提出等について、会計責任者に加え、代表者にも義務付けること。
(第十二条第二項等関係)

3 1及び2により、政治団体の代表者による1の報告書の不提出、不記載、虚偽記入等が罰則の対象となることに伴い、代表者が会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠ったときの罰則を削ること。
(第二十五条関係)

二 政党助成法の一部改正

1 政党が受けた政党交付金に係る政党助成法第十七条第一項の報告書及び政党の支部が受けた支部政党交付金に係る同法第十八条第一項の支部報告書について、会計責任者に加え、代表者にもその記載及び提出を義務付けること。
(第十七条第一項及び第十八条第一項関係)

2 1の報告書及び支部報告書に併せて提出すべき政党助成法第十七条第二項及び第十八条第二項の書面の提出等について、会計責任者に加え、代表者にも義務付けること。

(第十七条第二項及び第十八条第二項等関係)

3 1及び2により、政党及びその支部の代表者による1の報告書及び支部報告書の不提出、不記載、虚偽記入等が罰則の対象となることに伴い、代表者が会計責任者の選任及び監督について相当の注意を怠ったときの罰則を削ること。

(第四十四条関係)

三 施行期日等

1 この法律は、令和四年一月一日から施行すること。

(附則第一条関係)

2 所要の経過措置を設けること。

(附則第二条から第五条まで関係)

3 その他所要の規定の整理を行うこと。